

令和8年高島市教育委員会第6回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和8年6月24日（水）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時35分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和8年第5回定例会会議録承認
議第45号 高島市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則案
議第46号 高島市社会教育委員の委嘱について
議第47号 高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について
議第48号 高島市学校給食運営委員会への諮問について
報告第14号 高島市立図書館の開館時間の変更について
報告第15号 高島市教育委員会事務局職員の人事について
- 4 出席委員
川島教育長、橋本委員、高木委員、森委員、地村委員
- 5 事務局出席者
中川教育総務部長、赤水文化スポーツ部長、饗庭教育指導部長、前田教育総務部次長（教育総務課長取扱）、竹井教育総務部次長（社会教育課長取扱）、水口文化スポーツ部次長（市民スポーツ課長取扱）、古蒔教育指導部次長（学校支援課長取扱）、岡部教育指導部次長、上原教育施設整備課長兼マキノ小学校建設課長、山本文化財課長、石田図書館長、佐藤文化ホール館長、保木学校教育課長、横井川学校給食課長、江村教育総務課主監、中村教育総務課主任
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第6回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 橋本委員、森委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第45号 高島市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則案

【説明】 水口文化スポーツ部次長

本件は、高島市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正することについて、議決を求めるものである。現在、スポーツ推進委員の定数は、55名以内と規定されているが、19名で活動していただいている。

今回の主な改正内容は、現委員の推薦などにより、追加で委員を委嘱した場合でも、任期満了日を現委員と合わせられるよう、改正を行うものである。

【質疑等】

○橋本委員

スポーツ推進委員の活動にあたり、何名程度が適正な規模と考えているか。

○水口文化スポーツ部次長

昨年度までは33名体制であったが、任期満了に伴う見直しにより、19名に減少した。意欲的な委員が集まり活動できているが、その活動をさらに推進していくため、2、3名程度追加できると良いと考えている。

【採決】 可決

議第46号 高島市社会教育委員の委嘱について

【説明】 竹井教育総務部次長

本件は、高島市社会教育委員設置条例第2条第2項の規定に基づき、高島市社会教育委員に委嘱することについて、議決を求めるものである。

社会教育の関係者の分野で委嘱していた中村氏が任期満了となることから、再度、委嘱しようとするものである。中村氏は、公民館運営審議会委員長や高島中学校区の地域学校協働活動推進員など、様々な立場で活躍されており、適任者であると考えている。

任期は、令和8年7月20日から令和10年7月19日までの2年間である。

【質疑等】

○橋本委員

社会教育の関係者で選出された委員に期待していることは何か。

○竹井教育総務部次長

社会教育全般にわたり、知識を持っておられるので、その知識を社会教育委員の活動にも生かしていただきたいと考えている。

○地村委員

第４回、第５回定例会の際にも社会教育委員の委嘱に係る議案が提出されていたが、なぜ任期が異なるのか。

○竹井教育総務部次長

最初に委嘱した時期が年度途中であったため、他の委員とは任期が異なる。

【採 決】 可決

議第４７号 高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について

【説 明】 竹井教育総務部次長

本件は、高島市文化振興推進審議会規則第２条の規定に基づき、高島市文化振興推進審議会委員に委嘱することについて、議決を求めるものである。

高島市文化振興推進審議会は、高島市附属機関設置条例に基づき文化振興の推進に関して必要な事項を調査審議する組織として設置しているものである。

委員の区分は、学識経験者と、文化活動、景観文化、文化的・歴史的資産、食文化、青少年、地域伝統文化、産業文化の各分野から選出された方で、これまでの経験等を踏まえ、全員を再度委嘱したいと考えている。

任期は、令和８年７月１日から令和１０年６月３０日までの２年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

議第４８号 高島市学校給食運営委員会への諮問について

【説 明】 横井川学校給食課長

本件は、学校給食費負担金の額を改定することについて、高島市学校給食運営委員会に諮問することについて、議決を求めるものである。

高島市学校給食費負担金徴収規則第２条第３項の規定により、市長から教育委員会に意見聴取があったことから、高島市学校給食運営委員会規則第２条第３号の規定に基づき、学校給食運営委員会に諮問するものである。

諮問する内容は、学校給食費負担金の額について、小学生４，０００円を５，２００円に、中学

生 4, 500円を 6, 000円に改定し、令和 9 年 4 月 1 日から施行するものである。

諮問する理由については、近年、食材料の価格が上昇しているため、現行の学校給食費の額では、食材料費との差が拡大し、教職員等が負担する給食費や市外等に通学している児童生徒への補助金との均等を欠く状況が生じていることから、受益者負担の適正化や支援制度の公平性を図るため、学校給食費負担金の額を改定するものである。

【質疑等】

○橋本委員

均等を欠く状況について、具体的に教えてほしい。

○横井川学校給食課長

給食費の完全無償化で、給食費は市が負担しているが、実際はそれ以上に食材料費が必要である。また、給食を提供していない学校に通う児童や市外に通学している児童生徒は学校給食費相当分の補助金を交付しているが、その額も実際の食材料費相当分の額となるようにする必要があると考えていることから、そのような表現をしている。

○高木委員

教職員等が負担する学校給食費は、どのように計算されているのか。

また、確認であるが、今回の改正は、現行の学校給食費では食材料費相当分に見合わないことから、適正になるように改定し、補助金を交付している方に対しても改定した額を交付するということか。

○横井川学校給食課長

教職員等の学校給食費負担金は、中学生の額としており、1 か月あたり 4, 500円を徴収している。しかし、食材料費と見合わないことから 6, 000円に改定しようとするものである。補助金の交付額についても給食費負担金の額の改定に合わせて、交付額を見直すものである。

【採 決】 可決

報告第 14 号 高島市立図書館の開館時間の変更について

【説 明】 石田図書館長

本件は、高島市立図書館の管理運営に関する規則第 4 条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、安曇川図書館の開館時間を 8 月 28 日に限り午前 10時から午後 9時までとするものである。

変更する理由は、子どもを対象とした夏休みイベント「ちょっとこわーいおはなし会」を開催するためであり、毎年夏休みの最終金曜日の午後 8時から午後 8時 30分まで開催している。例年好評を得ているので、引き続き同時間で開催し、子どもの読書振興を図ろうとするものである。

【質疑等】

○高木委員

図書の貸出も午後９時まで可能か。

○石田図書館長

可能である。

○橋本委員

職員の勤務時間の調整はできているのか。

○石田図書館長

その日はシフトを見直して体制を整える。

報告第１５号 高島市教育委員会事務局職員の人事について

【説 明】 前田教育総務部次長

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第３号および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第４条第１項第１号の規定に基づき、令和８年７月１日付けで、人事異動を発令するので、報告するものである。

今回の人事異動は、配置人員の調整を図るためのもので、主査級職員１名が教育委員会事務局から市長部局に異動するものである。

【質疑等】

○橋本委員

この異動はどのような意図があるのか。

○前田教育総務部次長

市長部局で人員不足が生じたためであると考えている。

○橋本委員

教員時代、職員の配置換え等によって現場の体制が手薄になることに危機感を抱いていた経験から、本件についても確認した。

○赤水文化スポーツ部長

市民スポーツ課は、令和７年度６名いたが、令和８年度４名に減少した。そのような中で、トレイルランニング、栗マラソン、インターハイなどがあることから、４月当初から増員をお願いしていた。５月から１名配置されたものの、他部署で人員が不足したことから異動になった。

閉会 教育長が第６回定例会の閉会を宣言